東京学芸大学図書管理事務取扱実施細則の一部改正について

改正理由:教育研究経費で購入する図書の取扱いの変更に伴い、所要の改正を行うものである。

 改
 正

 現
 行

(目的)

第1条 この細則は、東京学芸大学物品管理規則に基づき、東京学芸大学附属図書館(以下「図書館」という。) が組織として管理する図書館資料(以下「資料」という。)の収集及び管理に関し、必要な事項を定めることにより、資料の適正かつ効率的で良好な管理を図り、教育及び研究等の活動に資することを目的とする。

(適用)

第2条 図書館における資料の収集及び管理については、法令及び東京学芸大学物品管理規則によるほか、この細則及び別に定める図書館資料の取扱基準による。

(定義)

- 第3条 この細則における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 資料とは、図書館が受入整理して、図書館に所蔵し、利用者の共同利用に供するすべてのものをいう。
- (2) 収集とは、資料の選定、発注、検収、受贈交換等による資料の調達をいう。
- (3) 管理とは、資料の受入、登録、分類整理、目録作成、保管、利用、検査、除却 及び処分をいう。
- (4) 資産目録とは、資産として資料を登録する電子ファイル等をいう。
- (5) 逐次刊行物とは、資料のうち、定期または不定期に継続して出版される雑誌、 紀要、年鑑、新聞等をいう。

(目的)

第1条 この細則は、東京学芸大学物品管理規則に基づき、東京学芸大学附属図書館(以下「図書館」という。)<u>の</u>図書館資料(以下「資料」という。)の収集及び管理に関し、必要な事項を定めることにより、資料の適正かつ効率的で良好な管理を図り、教育及び研究等の活動に資することを目的とする。

(適用)

第2条 図書館における資料の収集及び管理については、法令及び東京学芸大学物品管理規則によるほか、この細則及び別に定める図書館資料の取扱基準による。

(定義)

- 第3条 この細則における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。
- ─ 資料とは、図書館が受入整理して、利用者の利用に供するすべてのものをいう。
- 二 収集とは、資料の選定、発注、検収、受贈交換等による資料の調達をいう。
- 三 管理とは、資料の受入、登録、分類整理、目録作成、保管、利用、検査、除 却及び処分をいう。
- 四 資産目録とは、資産として資料を登録する電子ファイル等をいう。
- 五 逐次刊行物とは、資料のうち、定期または不定期に継続して出版される雑誌、 紀要、年鑑、新聞等をいう。

(区分)

(区分)

第4条 資料を、資産及び費用に区分する。

- 2 資産とするものは、使用予定期間が1年以上であるものをいい、資産目録に登録する。
- 3 費用とするものは、使用予定期間が1年未満であるものをいい、資産目録に登録しない。

[省略]

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

第4条 資料を、資産及び費用に区分する。

- 2 資産とするものは、使用予定期間が1年以上であるものをいい、資産目録に登録する。
- 3 費用とするものは、使用予定期間が1年未満であるものをいい、資産目録に登録しない。

[省略]